

日薬連発第 861 号
2023 年 12 月 21 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

**【周知 12 月分（協力依頼）】消費税のインボイス制度の
開始に係る実態把握について（依頼）**

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、下記のとおり協力依頼がありましたので、該当ある場合は、12 月 25 日(月)15 時までに、日薬連・奥田 (okuda@fpma.j.gr.jp) あて、連絡（回答）をお願いします。

【補足】各団体において、加盟企業様より、「インボイス制度」について、当該制度施行以前・施行後に、疑義照会等があった場合は、その内容と対応状況について、ご教示いただければと思います。

※本件調査は、「日薬連発 719 号_2023.10.12」で依頼した調査（10 月調査）及び「日薬連発第 791 号_2023.11.21」で依頼した調査（11 月調査）の「12 月分」になります。

【「厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課」からの連絡文】

先日来、何度かインボイス関係で情報提供をさせていただいているところではございますが、今般、12 月も、施行されてからの変遷について把握したと思料したため、一部の関係団体様宛に、以下の内容をお伺いすることになりました。

※ 10 月、11 月から特段変遷がない等の事情により特段記載する事がない場合は、作業は不要でございます。

- ① インボイス制度の施行によって、業界・団体全体の構造や、取引慣習などが原因で、お困りの事例はありますでしょうか。ある場合はどういった事例でしょうか。
- ② 施行前から課題があった場合、施行に向けてどのような対策、準備を行われたでしょうか。

上記①②につきまして、期限が短く大変申し訳ございませんが、別添の Excel 様式にてご教示いただけますと幸いです。

傘下の事業者様から特段お声がない場合などについては、特段返信は不要でございます。

お忙しいところお手数をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

<周知>

また、インボイス制度の円滑な定着に向けて、下記資料の通り、事業者から多く寄せられるご質問の公表や相談窓口一覧の更新等を行っております。

これまで数次にわたり周知の御協力をお願いしてまいりましたが、インボイス制度の円滑な定着に向け、貴団体及び傘下組織の各会員事業者やその

取引先における対応を的確に進めていただく観点から、引き続き周知・広報にご協力いただきますようお願いいたします。